

# ○草加市自転車の安全な利用に関する条例

平成29年3月22日

条例第13号

## (目的)

第1条 この条例は、自転車の安全な利用に関し、基本理念を定め、市、自転車利用者、市民等の責務等を明らかにするとともに、自転車の安全な利用の促進に関する施策の基本となる事項等を定めることにより、歩行者、自転車及び自動車等が共に安全に通行し、もって交通事故のない安全で安心なまちづくりに寄与することを目的とする。

## (定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 自転車 道路交通法（昭和35年法律第105号）第2条第1項第11号の2に規定する自転車をいう。
- (2) 自動車等 道路交通法第2条第1項第9号に規定する自動車及び同項第10号に規定する原動機付自転車をいう。
- (3) 学校 学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する小学校、中学校、高等学校、特別支援学校及び大学であって、市内に所在するものをいう。
- (4) 事業者 市内において事業活動を行う法人その他の団体及び個人をいう。
- (5) 関係団体 交通安全に関する活動を行う団体及び自転車の安全な利用の促進に関する市の施策に協力する団体をいう。
- (6) 市民等 市民、自動車等の運転者、事業者及び関係団体をいう。
- (7) 自転車損害賠償保険等 自転車の利用によって生じた損害を賠償するための保険又は共済をいう。

## (基本理念)

第3条 自転車は、市民の日常生活において、高い利便性を有し、地球環境に優しく、健康増進にも寄与する重要な役割を果たす乗り物であることに鑑み、その安全な利用が促進されなければならない。

2 自転車は、その利用に係る交通事故が多発し、市民の安全な生活に支障を及ぼすおそれがあることに鑑み、市、自転車利用者、市民等及び警察その他の関係機関の理解及び連携の下に、その安全な利用が促進されなければならない。

(市の責務)

第4条 市は、前条に規定する基本理念にのっとり、自転車利用者、市民等及び警察その他の関係機関と連携協力し、自転車の安全な利用の促進に関する施策（以下「施策」という。）を実施するものとする。

(市民の責務)

第5条 市民は、自転車の安全な利用に関する理解を深め、交通事故の防止に努めるとともに、家庭、学校、職場、地域等において、自転車の安全な利用に関する取組を自主的かつ積極的に行うよう努めなければならない。

2 市民は、市、関係団体及び警察その他の関係機関が実施する施策に協力するよう努めなければならない。

(自転車利用者の責務)

第6条 自転車利用者は、自転車が車両（道路交通法第2条第1項第8号に規定する車両をいう。以下この条において同じ。）であることを認識し、道路交通法、草加市自転車の放置防止に関する条例（昭和63年条例第26号）その他の自転車の利用に関する法令等を遵守するとともに、次に掲げる事項を励行し、自転車の安全な利用に努めなければならない。

- (1) 道路を通行する際は、原則として、車道の左側を通行すること。
- (2) 交差点内を通行する際は、信号又は一時停止の道路標識等を遵守し、徐行を心掛けるとともに、信号又は一時停止の道路標識等がない場合においては、必要に応じて一時停止又は徐行をし、車両及び歩行者に注意して通行すること。
- (3) 自転車に乗車して歩道を通行することが認められる場合には、歩道の中央から車道寄りを徐行し、歩行者の通行を妨げないこと。この場合において、歩行者の通行を妨げるおそれがあるときは、一時停止又は自転車の押し歩きをすること。
- (4) 酒気を帯びて運転しないこと。
- (5) 他の自転車と並進しないこと。
- (6) 前照灯を備えていない自転車を運転しないこと。
- (7) 埼玉県道路交通法施行細則（昭和41年埼玉県公安委員会規則第2号）で定める自転車の乗車人員を遵守すること。
- (8) 傘を差す等視野を妨げ、又は安定を失うおそれのある方法で運転しないこと。
- (9) 携帯電話その他携帯機器を保持して通話、操作又は注視しながら運転しないこと。

(10) イヤホン（補聴器を除く。）、ヘッドホン等で音楽を聴く等安全な運転に必要な音声が聞こえない状態で運転しないこと。

(11) たばこを吸いながら運転しないこと。

(12) 夜間は、前照灯を点灯して運転すること。

(13) 自己の進路を確保する目的で警音器を使用しないこと。

(14) 前各号に掲げるもののほか、他人に危害を及ぼすおそれのある利用を行わないこと。

2 自転車利用者は、その利用する自転車を点検し、必要な整備をするとともに、反射材の装着その他の交通安全対策を講ずるよう努めなければならない。

（事業者の責務）

第7条 事業者は、その従業員に対し、自転車の安全な利用に関する指導及び啓発に努めなければならない。

2 事業者は、自転車の安全な利用に関する理解を深め、自転車の安全な利用に関する取組を自主的かつ積極的に行うよう努めなければならない。

3 事業者は、市、関係団体及び警察その他の関係機関が実施する施策に協力するよう努めなければならない。

（関係団体の責務）

第8条 関係団体は、市民に対し、自転車の安全な利用に関する指導、啓発その他の取組を自主的かつ積極的に行うよう努めなければならない。

2 関係団体は、市及び警察その他の関係機関が実施する施策に協力するよう努めなければならない。

（保護者の責務）

第9条 保護者（子どもを保護する責任のある者をいう。以下同じ。）は、自転車の安全な利用に関し、その保護する子どもの模範となるよう努めなければならない。

2 保護者は、その保護する子どもに対し、その発達の段階に応じた自転車の安全な利用に関する指導に努めなければならない。

3 保護者は、その保護する子どもの発達の段階に応じた適切な自転車の提供に努めなければならない。

4 保護者は、その保護する13歳未満の子どもが自転車を運転する場合又は子どもを自転車に乗車させる場合には、乗車用ヘルメットを着用させるよう努めなければならない。

5 保護者は、その保護する子どもが降雨時に自転車を運転する場合には、レインコートを着用させるよう努めなければならない。

6 保護者は、その保護する子どもが利用する自転車を点検し、必要な整備をするとともに、当該自転車への反射材の装着その他の交通安全対策を講ずるよう努めなければならない。

(高年者の家族の責務)

第10条 高年者（65歳以上の者をいう。以下同じ。）の家族は、当該高年者に対し、高年者の特性に応じた自転車の安全な利用に関する助言を行うよう努めなければならない。

(自動車等の運転者の責務)

第11条 自動車等の運転者は、歩行者、自転車及び自動車等が共に道路を安全に通行できるよう努めなければならない。

2 自動車等の運転者は、自転車の側方を通過する際は、当該自転車との間に安全な間隔を保ち、徐行する等自転車が安全に通行できるよう努めなければならない。

(自転車小売業者の役割)

第12条 自転車の小売を業とする者は、自転車の購入者又は点検若しくは修理を行う自転車利用者に対し、自転車の定期的な点検及び整備、自転車損害賠償保険等への加入その他の自転車の安全な利用に関する必要な情報の提供及び助言を行うよう努めなければならない。

(自転車交通安全教育)

第13条 市は、関係団体及び警察その他の関係機関と相互に連携協力し、自転車の安全な利用に関する教育（以下この条において「自転車交通安全教育」という。）及び啓発を行うものとする。

2 市は、市内の小学校及び中学校と連携協力し、児童及び生徒の発達の段階に応じた自転車交通安全教育を行うものとする。

3 学校の設置者及び長は、在学する児童、生徒又は学生に対し、その発達の段階に応じた自転車交通安全教育を行うよう努めなければならない。

(自転車損害賠償保険等への加入)

第14条 市は、自転車利用者の自転車損害賠償保険等への加入を促進するため、自転車利用者及び自転車利用者の保護者に対し、情報の提供その他必要な措置を講ずるものと

する。

- 2 自転車利用者又は自転車利用者の保護者は、自転車に関係する事故に伴う賠償に備えるため、自転車損害賠償保険等への加入に努めなければならない。

(自転車の押し歩きの推進)

第15条 自転車利用者は、歩行者が頻繁に通行する歩道、横断歩道及び駅前広場においては、自転車の押し歩きをするよう努めなければならない。

- 2 市は、関係団体及び警察その他の関係機関と連携協力し、歩行者が頻繁に通行する時間帯を中心に、駅前広場並びに歩車分離信号及びスクランブル信号の横断歩道において、自転車の押し歩きが推進されるよう、自転車利用者に対し、啓発及び指導を行うものとする。

(道路環境等の整備)

第16条 市は、自転車の安全な利用を促進するため、国、県及び警察その他の関係機関と連携協力し、自転車を安全に利用することができる道路環境等の整備に努めるものとする。

(指導及び助言)

第17条 市長は、自転車に関係する事故を未然に防止するため必要があると認めるときは、自転車利用者又は自転車利用者の保護者に必要な指導及び助言を行うことができる。

- 2 市長は、警察と情報の交換その他の連携を図りながら、前項の指導及び助言を行うものとする。

(財政上の措置)

第18条 市は、施策を推進するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

(委任)

第19条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、平成29年9月1日から施行する。